

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年8月26日付けで提起した、地方税に係る財産差押処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

### 第2 審査関係人の主張及び審査庁の考え方

#### 1 審査請求人の主張

岐阜市長（以下「処分庁」という。）が行った固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）に係る徴収金並びに当該徴収金に係る延滞金及び督促手数料（以下「本件徴収金」という。）に係る財産差押え処分（以下「本件処分」という。）について、次の理由から「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

- (1) ○○○年○月○日、2年間で完済する支払計画書を提出すれば差押えはしないと処分庁の職員（以下「処分庁職員」という。）に言われた。
- (2) ○○○年○月○日、5月の連休明けまでは○の休みが決まらないことを処分庁職員に説明した。支払計画書は必ず提出します、○の休みが取れるまでは待って下さいとお願いした。処分庁職員からは出来ないとの返事がなかったため、承諾されたと思った。
- (3) 処分庁職員はパニックになっていたため、審査請求人との約束を覚えていない、又は覚え違えている。

#### 2 審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件処分について、処分庁に違法又は不当な点は認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 判断の理由

##### (1) 本件処分の要件の該当性について

ア 処分庁が本件徴収金についてそれぞれ行った督促（以下「本件督促」という。）は、乙第2号証からは納期限後20日以内に発せられているかを確認できないため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第371条第1項に規定する督促の発布期限に係る要件を満たしているとはいえない。しかし、法第371条第1項に規定する

督促状の発布期限に関する部分は訓示規定であり、当該期限後になされた督促も有効であると解されている（徳島地方裁判所昭和30年12月27日判決）ため、本件督促は有効なものである。また、処分庁が審査請求人に督促状を発した日から起算して10日を経過しても、本件徴収金は完納されなかった（乙第1号証）事実が認められる。

イ 処分庁は、〇〇〇年〇月〇日付けで、審査請求人への特定記録郵便による差押書の送達（乙第3号証）及び岐阜地方法務局への登記嘱託書の送達（乙第4号証）により差押えを行った事実が認められる。

ウ したがって、本件処分は、法第373条第1項第1号に規定する差押えの要件が満たされており、また、その手続は、法及びその例によるものとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき適法に行っているものと認められる。

## (2) 裁量権に基づく判断について

ア 法第373条第1項は、徴税吏員に対して、督促状を発して10日以内に徴収金を完納しない滞納者の財産を差し押さえる権限を与えたものであるが、滞納者に対して滞納処分を行う時期については、一方では、個々の滞納者の担税力や誠実なる納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しながら、他方では、公平を欠き、偏頗な徴税行為であるとの非難を受けることのないよう、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される（津地方裁判所平成17年2月24日判決）。

イ したがって、差押処分について、それが事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、差押財産の選択又は差押の時期に関する徴税吏員の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用してされたと認められる場合には、当該差押処分は違法な処分と判断すべきである。また、差押処分が違法であるとまではいえない場合であっても、徴税吏員の裁量権の範囲内における当該差押処分に関する判断が、法制度の趣旨や目的に照らして不合理なものと認められる場合には、当該差押処分は不当な処分と判断されることがあるものと解するのが相当である。

そして、前記のとおり、徴税吏員が行う差押処分について裁量を与えられているところ、差押処分の時期についても徴税吏員の裁量に委ねられているものと解され、差押処分の直後に、滞納していた徴収金が完納されることが確実であったなどの特段の事情がない限り、当該差押処分を不当ということはできないと解するのが相当である。

ウ これを本件処分についてみると、本件徴収金は、平成26年度から令和2年度までの期間にわたる滞納金であり、その額は合計〇〇〇〇〇円に及んでいる。

また、処分庁職員が作成している調査記録に、〇〇〇年〇月〇日に「今後不動産の差押えをする」旨の記載、〇月〇日に「ゴールデンウィーク明け」に「連絡なければ差し押さえる」旨の記載があり、調査記録が職務上その都度の対応記録として作成さ

れていることや、調査記録の記載内容が具体的であり、対応経緯に不自然な点もないこと等の諸事情を踏まえると、これらの調査記録に記載の事実があったと認めるのが相当である。一方で、審査請求人は、調査記録の記載内容を前提とすると、〇〇〇年〇月〇日以降、本件処分が行われた〇年〇月〇日までの間、処分庁への連絡を行っておらず、支払計画書の提出も行わない等誠実に対応していないことが窺われる。この点、審査請求人は、〇〇〇年〇月〇日に、処分庁職員に対して、〇の休みが取れるまでは待つて下さいとお願いしたところ、出来ないとの返事がなかったため、承諾されたと思った旨の主張をするけれども、調査記録上、審査請求人は、〇月〇日に、「差押は本人の同意を必要としない」旨の説明を受けていることが認められ、この点に関する審査請求人の主張はにわかには信じがたい。

また、後述のとおり不動産売却の進展はなく、一括納付は困難な状況であった。

以上の諸事情に照らすと、本件においては、審査請求人による任意の自主納付を求める方法により本件徴収金が速やかに完納される可能性は著しく低かったといわざるを得ず、そのため、審査請求人の財産を早期に保全する必要性があったと認められる。そうである以上、本件処分に係る処分庁の裁量権に基づく判断が差押処分の趣旨及び目的に反して不合理であったということはできない。

エ 審査請求人は、2年間で完済する支払計画書を提出すれば差押えはしないと処分庁職員が約束した旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、差押処分の時期については徴税吏員の裁量に委ねられているものと解され、支払計画書の提出は、あくまでも差押処分の時期を判断するための要素の一つにすぎない。そのため、仮に、審査請求人が支払計画書を提出したとしても、必ずしもそれをもって差押処分をしないと確実に判断するわけではない。

また、調査記録には、確かに、〇〇〇年〇月〇日時点において、「2年以内で完結となる納付計画、不動産売却の進展がない場合、不動産差押え検討すると伝える。」旨の記載があることが認められる（ただし、この時点においても、2年以内で完結となる納付計画があれば差押えはしない旨の記載がなされているわけではない。）。しかしながら、〇〇〇年〇月〇日時点の調査記録において、「不動産売却の進展は全くなし。今後不動産の差押えに動くと言明する。」とされていること、また、その後の調査記録の内容を踏まえると、〇年〇月〇日時点において、処分庁職員は、既に不動産売却の進展がないため差押処分に向けた検討を具体的に始めていたとみるのが相当である。処分庁職員は、審査請求人に対して、〇〇〇年〇月〇日時点で、2年以内での完納となる納付計画の策定を求めたにもかかわらず、2年弱経過した〇〇〇年〇月〇日時点において、依然として、審査請求人から納付計画の提出はなく、不動産売却の進展もない状況において、一転して、「2年間で完済する支払計画書を提出すれば

差押えはしない」と約束するとは考え難い。

調査記録上も、〇〇〇年〇月〇日に「連絡ない場合は差押を執行すると念入りに伝える」と従前の方針に沿う記載がある一方で、「2年間で完済する支払計画書を提出すれば差押えはしない」趣旨の記載はない。

以上の諸事情に照らすと、処分庁職員が審査請求人に対して、〇〇〇年〇月〇日時点において、「2年間で完済する支払計画書を提出すれば差押えはしない」旨の約束をしたとは認められない。

したがって、この点に関する審査請求人の主張は理由がない。

### (3) 結論

よって、本件処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 令和 3年12月28日 諮問
- 2 令和 4年 2月 7日 審議
- 3 令和 4年 3月14日 審議
- 4 令和 4年 4月18日 審議及び答申

## 第5 審査会の判断の理由

差押処分の時期については、審理員意見書に説示されたとおり、行政庁たる徴税吏員の裁量に委ねられており、その裁量権の行使が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用が認められ、違法な処分として判断される。

本件において審査請求人は、2年間で完済する支払計画書を提出すれば差押えをしない旨、処分庁職員が説明したと主張し、さらに、審査請求人は当該説明を受けて、処分庁職員に対し待ってもらいたいようお願いしたにもかかわらず、本件処分が行われたと主張している。このような審査請求人の主張は、差押処分が行われないという信頼関係が形成されていたにもかかわらず、本件処分が行われたために、信義則違反があり、裁量権の逸脱又は濫用が認められる旨、主張するものと解される。

確かに、行政法上の法律関係においても法の一般原則としての信義則法理が適用されうるが、同法理が適用されるためには、法的保護が与えられるべき事情が存在しなければならない。そして、そのような事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、行政庁が住民に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、住民がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに当該表示に反する処分が行われ、そのために住民が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、住民が行政庁の当該表示を

信頼しその信頼に基づいて行動したことについて住民の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものである（最高裁判所第三小法廷昭和62年10月30日判決参照）。

これを本件についてみるに、仮に審査請求人が主張するような説明を処分庁職員が行っていたとしても、その説明の主体が審査請求人の主張のとおり処分庁職員であるならば、行政庁による公的見解の表示があったとは言えない。また、その他に本件において信義則法理の適用によって法的保護が与えられるべきことを正当化するだけの事情は認められない。

したがって、裁量権の逸脱又は濫用により本件処分が違法であると認めることはできない。また、本件処分が不当といえる事情もない。

よって、上記のとおり判断する。

#### 岐阜市行政不服審査会

会長	南	圭 一
委員	市 橋	優 一
	土 田	伸 也
	寺 本	和佳子
	三 谷	晋